



郡監第16号

令和2年11月17日

郡上市長 日置 敏明 様

郡上市監査委員 大坪 博



郡上市監査委員 尾村 忠雄

令和元年度郡上市の財政健全化判断比率等の修正による審査意見について

令和2年10月26日付郡財第62号により、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく財政健全化判断比率等について、資金不足比率の修正による審査を実施したので、別紙のとおり意見を提出します。

令和元年度郡上市の財政健全化判断比率等の修正による審査

1. 審査の対象

郡上市公営企業会計決算等における資金不足比率の修正について、その算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査した。

2. 審査の場所及び日程

審査実施場所 郡上市役所 4 階委員会室

審査実施日程 令和 2 年 1 0 月 2 6 日

3. 審査の結果及び意見

市長から提出された郡上市公営企業会計決算等における資金不足比率の修正については、資金不足が発生した場合に、累積元金償還額から累積減価償却費を除いた額のうち、事業会計が負担した減価償却費を超えた建設改良費元金償還分を資金不足額から控除する、財政健全化法の規定に基づいた正しい算入方法で算定されており、適正に計算されていることを認めた。

修正後の資金不足比率

会 計 区 分	修正後比率	修正前比率
水 道 事 業 会 計	—	—
病 院 事 業 会 計	—	0. 6
下 水 道 事 業 特 別 会 計	—	—
宅 地 開 発 特 別 会 計	—	—
小水力発電事業特別会計	—	—
工業団地事業特別会計	—	—

【標準財政規模(C)】

(単位:千円)

項目	金額
標準財政規模	17,699,904

【算入公債費等の額(D)】

(単位:千円)

項目	金額
基準財政需要額算入額	4,331,839

	会計名	比率	(参考)(経営健全化基準:20%)
資金不足比率	水道事業会計	-	(△ 222.6%)
	病院事業会計	0.6 -	(0.0%)
	下水道事業特別会計	-	(△ 40.9%)
	宅地開発特別会計	-	(△ 100.0%)
	小水力発電事業特別会計	-	(0.0%)
	工業団地事業特別会計	-	(0.0%)

(計算式)

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額(A)}}{\text{事業の規模(B)}}$$

【法適用企業:水道事業会計、病院事業会計】

資金の不足額(A) = 流動負債の一部+建設改良費等以外の経費の地方債現在高-流動資産の一部
- 解消可能資金不足額

事業の規模(B) = 営業収益の額-受託工事収益の額

【法非適用企業:下水道事業、小水力発電事業特別会計】

資金の不足額(A) = 歳出額+建設改良費等以外の経費の地方債現在高-歳入額-翌年度に繰り越すべき財源

事業の規模(B) = 営業収益相当収入額-受託工事収益相当収入額

【法非適用企業:宅地開発特別会計、工業団地事業特別会計】

資金の不足額(A) = 歳出額+建設改良費等以外の経費の地方債現在高-歳入額-土地収入見込額

事業の規模(B) = 資本に相当する額+負債に相当する額

【資金の不足額(A)】

(単位:千円)

会計名	流動負債等 または歳出額等	流動資産等 または歳入額等	資金不足額 (△資金剰余額)	解消可能 資金不足額
水道事業会計	93,348	1,349,463	△ 1,256,115	-
病院事業会計	688,150	664,431	23,719	482,211
下水道事業特別会計	2,164,494	2,401,324	△ 230,645	-
宅地開発特別会計	449	450	△ 12,859	-
小水力発電事業特別会計	35,500	35,500	0	-
工業団地事業特別会計	236,549	236,888	0	-

【事業の規模(B)】

(単位:千円)

会 計 名	営業収益等	受託工事収益等	事業の規模
水道事業会計	564,168	0	564,168
病院事業会計	3,608,854	0	3,608,854
下水道事業特別会計	564,512	0	564,512
宅地開発特別会計	0	0	12,859
小水力発電事業特別会計	35,229	0	35,229
工業団地事業特別会計	0	0	685,300